

厚生労働大臣が定める手術

(医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術)

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	15 件
イ	黄斑下手術等	104 件
ウ	鼓室形成手術等	1 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	46 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	55 件

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	11 件
イ	水頭症手術等	34 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	2 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	29 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	8 件

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	1 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	11 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

・区分4に分類される手術

手術の件数

843 件

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	90 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	56 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0 件
経皮的冠動脈形成術	124 件
(再掲)急性狭心症に対するもの	1 件
(再掲)不安定狭心症に対するもの	5 件
(再掲)その他のもの	118 件
経皮的冠動脈粥腫切除術	18 件
経皮的冠動脈ステント留置術	238 件
(再掲)急性狭心症に対するもの	15 件
(再掲)不安定狭心症に対するもの	18 件
(再掲)その他のもの	205 件

(2024年1月1日～2024年12月31日)

甲南医療センター 院長